

富士宮市託児ボランティアを依頼する際は、以下の点に留意してください。

- 対象年齢 概ね1歳以上の未就学の子ども
- 託児場所 原則として講座等を実施する建物内
- 託児人数 託児ボランティア従事者1人に対して3人を限度とします。ただし、託児ボランティア従事者は託児が1人でも最低2人を配置します。

**(事前準備)**

・託児を希望する子どもの数を確定し、講座日の2週間前までに、男女共同参画センターへ「託児ボランティア派遣依頼書」を提出してください。男女共同参画センターにて託児ボランティア従事者に依頼を行います。(派遣ボランティアが決定した後、名簿を事前にお渡しします。)

・当日までに託児を依頼された保護者へ、「講座等における託児制度のご案内」及び「児童調査票」を送ってください。「講座等における託児制度のご案内」は保護者が知っておく基本的事項であり、「児童調査票」は託児当日に保護者に持参していただき、託児ボランティア従事者が託児をする際に参考とするものです。連続して行う講座の場合はあらかじめ回数分の「児童調査票」を送ってください。

・託児に使用するおもちゃなどは、主催者側で用意してください。

・託児ボランティアの都合が悪くなり交替が必要となった場合、男女共同参画センターで対応します。交替の託児ボランティアが決定した後、担当課へ交替の連絡を行います。

**(当日準備)**

・託児室の準備と後片付けをしてください。

・「託児ボランティア実績報告書」の様式を用意しておいてください。託児ボランティア従事者に託児終了後記入していただきます。

・当日、託児ボランティアの都合が悪くなり交替が必要となった場合、開催曜日が月曜日の場合は市民交流課で対応します。日曜日(男女共同参画センターも休館)の場合は、託児ボランティアから都合が悪くなった際担当課に連絡がありますので、対応をしてください。(ボランティア名簿を事前にお渡しします。)

・子どもの託児中のけがの対応は、担当課での対応となります。託児ボランティアから報告があった場合は、対応をお願いします。また、男女共同参画センターにも連絡してください。(託児への保障・ボランティアへの通勤途上や業務中のけがについては、男女共同参画センターと協議してください。)

・子どもが1名も来なかった等託児が不要となった時は、託児ボランティアさんが家を出た以後のキャンセルはできません。予定されていた協力者謝礼をお支払いください。

**(託児終了後)**

「ボランティアへの謝礼」

・主催者側から支払いをお願いします。原則として支払いは月単位で振込みにてお願いします。振込先口座は男女共同参画センターからお知らせします。

・1時間820円を支給します。時間の端数が30分以上の場合は1時間とみなし30分未満の場合は切り捨てとします。

・交通費は支給しません。